

京都府市町村職員共済組合公報

第270号

令和7年4月1日

京都市上京区西洞院通下立売上ル
西大路町149番地の1
京都府市町村職員共済組合

公告第864号

京都府市町村職員共済組合定款の一部を次のとおり変更したので、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第5条第9項の規定により公告する。

令和7年4月1日

京都府市町村職員共済組合
理事長 山崎善也

京都府市町村職員共済組合定款の一部変更について

京都府市町村職員共済組合定款（昭和37年公告第1号）の一部を次のように変更する。

第40条第1項の表中「1,000分の8.20」を「1,000分の7.90」に、「1,000分の2.59」を「1,000分の2.52」に改める。

第40条の2中「1,000分の16.40」を「1,000分の15.80」に改める。

第42条中「令和6年度」を「令和7年度」に、「1,600円」を「1,655円」に改める。

附 則

- この変更は、令和7年4月1日から施行する。
- 変更後の第40条第1項及び第40条の2の規定は、令和7年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。